

第 1 1 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年12月8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和4年12月8日 午前10時12分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子		○	
6	廣瀬 淳		○	
7	岸 正二	○		
8	田中修之	○		
9	欠 員			
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 番 眞下 繁美 委員
議席 2 番 高橋 昭彦 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
副事務局長 (農業振興係長) 小野 宏仲
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
主 事 奥山 早紀

会 議 の 顛 末
開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。
開会前に報告があります。前回の総会で受け人死亡により保留となった農地法第3条関係の申請番号3の1番について、12月5日付けで申請の取下げがありましたので、今回の議案書には上程しておりません。よろしくお願いたします。
それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さん、おはようございます。始まる前に毎度のことですけれども、ご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。
それでは、令和4年度第11回渋川市農業委員会総会を開会いたします。
皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。ただいまの出席委員は18人中16人で会議は成立しました。
なお、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号6番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。
それでは、早速ですが議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定いたします。
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に、議席番号1番、眞下繁美委員、議席番号2番、高橋昭彦委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、眞下繁美委員と高橋昭彦委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。

以降は、着座にて説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件につきましては、1ページに記載の農地法第5条関係の許可番号5の114番の1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和4年11月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付をもちまして、許可妥当との回答がありました。つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理し

ましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、借借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

なお、4ページの番号4番の土地については、農地法第18条第1項の申請が提出され、面談委員により面談等を行っていただきましたが、本件により合意解約となりましたので申請の取下げがありました。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願ひします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。
報告書の5ページをお願ひします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから6ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願ひします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知
についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第4号、制限除外の農地等移動
通知についてをご説明いたします。
報告書の7ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので
ご報告いたします。
この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から3番の3
件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の
表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。
以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願ひいたしま
す。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調
査についてを議題とします。
それでは、渋川、小野上地区を斉藤美保第2班長、子持、赤城、北
橘地区を石田第2班長より報告をお願いします。
最初に、斉藤第2班長お願いします。

13 番 着座にて説明させていただきます。令和4年11月29日に実施しまし
た、第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。参加者
は、岸委員、山本委員と、私、斉藤。事務局は、小野副事務局長、中
嶋主任の計5名で実施しました。
渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条によ

る申請が7件、合計9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに4条申請であります。

3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は転用許可申請地、西は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号4の2番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は一体利用する転用許可申請地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は畑、西は宅地と畑、北は転用許可申請地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の2番の現地は、東は道路、西は畑、南は畑と一体利用する転用許可申請地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の3番の現地は、東と西は宅地と畑、南は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。6ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の5番の現地は、東は道路、西と北は水路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の6番の現地は、東は宅地と道路、西と北は畑、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。7ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は畑と道路、西は水路、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で、第2班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、石田第2班長お願いします。

18 番

着座にて説明させていただきます。令和4年11月29日、火曜日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橋地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員、青木洋一委員と、私、石田。事務局は、吉田係長、奥山主事の計6名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橋地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が5件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。3ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっております。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

す。申請地は問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

なお、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められております。

申請番号3の1番については、令和4年11月18日事務局にて、譲受人所有の農地を確認したところ、行幸田地内の畑1筆において、農地の一部に未届けの倉庫が設置されておりました。

このため、事務局にて譲受人に必要な手続きをするか、耕作用のものにするよう是正指導したところ、12月20日までに耕作用ビニールハウスにするとのことでありました。

つきましては、現段階では是正状態となっていないことから、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番及び5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

なお、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から5番の5件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いいたします。さらに、3の1番については、保留ということですので、

考慮いただきたいと思います。質疑がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から5番の5件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の1番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により保留とし、申請番号3の2番から5番の4件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から5番の5件のうち、申請番号3の1番の1件については保留とし、申請番号3の2番から5番の4件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われれます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議

案書に記載のとおりです。

申請番号4の3番は、農用区域内に該当しますが、営農型太陽光発電用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を11月29日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から3番の3件について審議します。

まずはじめに、申請番号4の3番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、石田委員にお願いします。

18番 はい、議長。18番、石田。

議長 はい。18番、石田委員。

18番 着座にて説明させていただきます。

調査は、11月29日に、山本会長、高橋会長職務代理者、飯塚農政部会長、高梨推進委員と私、石田。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計8名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、申請番号4の3番の1件を審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

14番 はい、議長。14番、角田。

議長 はい。14番、角田委員。

14番 今回の営農型の関係なんですけれども、設置は問題ないということなんですけれども、栽培を予定している作物と言うのは何ですか。

議 長 栽培の作物ですか。作物は梅ということです。高崎市農業委員会事務局に問い合わせたところ、現在、高崎市農業委員会管轄内で梅で栽培しているということです。面接の時にも話がありました。

14 番 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他に何かありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の3番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の3番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、申請番号4の1番及び2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番及び2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番及び2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから8ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

す。8ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農用地区域内にありますが、露天駐車場用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

す。申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、駐車場用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当する

と思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から12番の12件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の1番から12番の12件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、小野上地区、子持地区、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年1月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり利

用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が11人、借受人が8人、筆数が25筆、面積が2万7,393.37平方メートルです。この個別の内訳は、10ページから11ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表、番号7番から20番の14件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議 長 それでは、番号7番から20番の14件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。番号7番から20番の14件については、議案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号7番から20番の14件については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください

(関係委員 着席)

議 長 続きまして、番号7番から20番の14件を除く、番号1番から25番の11件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。番号7番から20番の14件を除く、番号1番から25番の

11件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号7番から20番の14件を除く、番号1番から25番の11件については、承認することに決しました。

続きまして、議事日程第12、報告第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長 農地調整係長

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきましてご説明いたします。

議案書の13ページから15ページ関連です。議案書の13ページをお願いします。

議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、次のとおり再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を、総会にお願いするものです。

この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により、農業委員会は再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うこととなっております。

過日、関係委員さんにより現地確認をしていただきました。再生利用が困難と見込まれる農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により所有者等の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者31人、筆数40筆、3万2,224平方メートルとなっております。

この個別の内訳は、議案書の14ページから15ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方はお願いします。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議 長 はい。14番、角田委員。

14 番 10月の下旬に非農地判定という形で自分たちの受持ちのところに推進委員さんと回りました。棚下地区で我々が行ったのは、1か所だけだったのですけれど、その後、どういうことか分からないのですけれど、棚下地区で2筆ということになっています。遅れて開催されたその審議会の関係では、非農地関係のあれは、要するに非農地判定に行った後に審議会があったという経過があるわけですが、いずれにいたしても棚下地区には、1筆しか我々には行っていませんが、この表では2筆という状況になっています。所有者がどうしようもないから非農地にしてくださいとか申請もある。我々が行った時は、そういう話もあったわけですが、そういう形態でも非農地判定ができてしまうのですか。とにかく市の審議会と非農地判定の現地確認が、今年は順序が入れ替わっちゃっている。本来は、審議会が先で、その後に行きに行くのが順番なんですけれど、現地に先に行っちゃってから審議会が行われ、その審議会には、この非農地判定の名前と地番があがっちゃっていたんですね。繰り返しになりますけれど、棚下地区に我々が行ったのは、1筆で、ここに2筆ありますので、その経緯などを聞かせてもらえたらと思います。

議長 棚下、赤城地区の棚下地区の2件について、1件は現地調査をしたということですが、もう1件については、調査時、書類が出ていなかったために、見てこなかったということでしょうか。

14 番 はい。

事務局 はい、議長。農地調整係長

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ご確認をさせていただきたいのですが、今回、うちの議案にあげているものは、事前に委員さんに見ていただいているということで認識しているのですが、そうではないということですか。

14 番 1件は、行ってないということです。

事務局 少しお時間をいただきたいと思います。私の認識の中では、皆さんに現地の確認に行っていて、確認をして農地ではないと了承をいただいてから、所有者に通知を出しているという認識でございます。先ほど委員さんのいうお話と私の認識にずれがあるので、確認をして、また改めて総会終了後ということになってしまうかもしれませんが、農政部会の中で報告をさせてもらうということで、よろしいですか。

もし、この場でということであればお時間をいただいてということでお願ひできればと思います。

14 番 率直なところ、その所有者の方は、非農地にしてもらいたいということが現状なんでしょうね。

事務局 後はですね。今回の非農地判断にあたっての、現地を確認するかどうかというのは、事務局といたしましては、まず推進委員さん、農業委員さんにお願ひした状況調査の中で、再生が困難だろうということで報告が上がったものについて対象としております。その他に、農地所有者で非農地判断をしていただきたいとご希望のあったところも、できるかどうか検討の場所としているんですけれども、その検討であがったのが、100筆以上あがっております。ただ、農振農用地の関係、土地改良の関係、そういうところでできないものということで省かせてもらって、ここにあげさせてもらっているんで、半分くらいになっているというような状況でございます。そういうことで、ご希望があれば、皆さん地域を回っていただきながら、非農地判断してもらいたいという話があれば、事務局の方へこの話をつなげておいていただければ、次回の非農地判断に該当できるかどうかを検討できるのかな。そういうことで考えております。

14 番 質問する意図とすると、荒廃農地が増えてきて、荒廃農地がさらに荒れて、山林に近くなることが今後生まれた場合に、所有者は荒廃農地でなく、もう非農地にしてくださいという例があるかもしれないという危惧なんですよね。それだけなんです。ただ、棚下の1件については、現地に行ったときに、事務局の方から話があって、所有者から申請がありましたということを知っておりますけれど、そういうパターンもありかと理解したわけです。で、そこに2筆あるので、我々が行ったときより増えているということなんです。

事務局 先ほど確認をさせていただきました。当日、現地に3筆行っております。津久田の1筆、棚下の2筆、それで棚下の2筆というのが、こちらの2筆ということになっております。ただ、ひと続きだったので、委員さんも1筆ということで認識されたのかと思います。

14 番 すみませんでした。

議長 よろしいでしょうか。

14 番 はい。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農地法第2条第1項の規定による農地の
決定については、議案のとおり認めることをご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第11回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時12分>